

令和 5 年 11 月 11 日

浜田市議会議長

笹田 卓 様

議員名 柳楽 真智子

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 令和 5 年 10 月 28 日 (土) 13:30 ~ 17:30

2. 研修内容

「輝け議会 対話による地方議会活性化フォーラム」

3. 研 修 先

安芸高田市民文化センター

4. 調査経費 7,985 円

(経費内訳 受講料 6,000 円 、 高速道路利用料 1,185 円 、
ガソリン代 800 円)

5. 調査研究活動の概要

「どうする？二元的代表制の中での議会の役割」と題して講演があった。

○住民自治の根幹は議会である。議会と首長が対立しているときは、住民自治の原則論に基づいてどういう解決策があるかを考えることが大事。住民の方を向けばいいし、住民にきちんと説明すればいい。それでも納得できなければ、住民が議会を解散させたり、首長を辞めさせたりできるそういう地方自治の設計を日本はしている。

○議会と首長が癒着することがある。逆に日常的に激しく対立することがあるが、今全国で動いている議会基本条例は、議会と首長が政策競争をしながら住民の



ために頑張ろうというイメージを持ってほしい。

○議会は議事機関である。議事とは討議するという意味だが、議員間の討議はほとんどやっていないところが多く、一般質問は行いが議案審査でメリット・デメリットを出して議論するそういう空間として議会が設置されている。

○議会も首長も常に住民の方を向いていなければいけないし、住民は議会と首長の癒着や対立にチェックしなくてははいけないということである。

○地方自治の原則の確認や、想像力・創造力が大事である。北側正恭さんの言葉にTTP（徹底的にパクる）というのがあるが、ただパクるのではなく自治の基本に基づいてまねることである。

○機関競争主義としての二元的代表制について

・第一原理

議会も首長も住民による直接選挙で決まるという意味では対等であり、議会＝合議制、首長＝独任制という特性を生かして切磋琢磨する。

・第二原理

政策過程において議会や首長は権限が分有されていることにより、一方的な優性はありません、相互作用によって地域経営は行われる。

・第三原理

住民は行政の客体以前に「自治の主体」であることを考慮すれば、住民は議会と首長の「統制」を行わなければならない。政策過程全体での住民による統制、いわば住民参加・市民参加を行う。

○二元的代表制の「的」の意味

- ・議案提出権（共有（ただし財政は首長専属））（予算の調整権は首長）
- ・首長には規則制定権、拒否権、専決処分
- ・議会に、議決（修正）権、同意権、調査権（検閲等）
- ・議会の資源が少ない（議会事務局等）
- ・議会と首長の調整（以上の中にもある）：首長の不信任決議・議会解散・不信任決議
- ・住民による＜議会と議員の調整＞：リコール等

○地域経営は二元（議会と首長等）だけでなく、住民が関わるのが大事である。

所感

二元的代表制と言われるが、議会と首長に加えて住民参加が重要との視点は大切な視点だと感じるとともに、政策競争や議案の審査等において、住民を中心に据えた議論の重要性を再認識することができました。また、浜田市議会でも現在積極的に取組もうとしている議員間討議について、より一層取組みを進めていきたいと思っております。